

令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱

砥部町告示第83号
令和6年3月25日

(目的)

第1条 この告示は、愛媛県内で産出された木材（以下「地域材」という。）を使用して、新たに住宅を建築しようとする者に対して、予算の範囲内で令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域材の需要拡大を促進し、建築関係産業の振興及び定住の促進を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、砥部町補助金等交付基準に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「主要部材」とは、土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、桁、はり、筋交い、小屋束、棟木、母屋及び垂木をいう。

(補助金の交付対象となる住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 町内に主たる事務所がある大工・工務店が建築する木造住宅で、主要部材に地域材を概ね50%以上使用し、かつ居住部分の延床面積が66平方メートル以上の住宅
- (2) 在来工法（軸組工法）により建築される住宅
- (3) 申請年度中に完成が見込まれる住宅
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）を厳守して建築する住宅

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自ら居住するために町内に前条の対象住宅を新築する者
- (2) 補助金の交付対象者で、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を滞納していない者
- (3) 砥部町暴力団排除条例（平成23年砥部町条例第16号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、住宅に使用する地域材の体積1立方メートル当たり25,000円を乗じた金額とし、500,000円を上限とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助金額の変更を伴う補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらか

じめ令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の変更交付決定）

第9条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の変更交付を決定し、令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止及び廃止）

第10条 補助事業者が、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（完了届）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業完了届（様式第6号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

（事業の検査）

第12条 町長は、補助事業者から事業完了届の提出を受けたときは、職員の中から検査員を指名し、速やかに検査を行なわせるものとする。

2 検査員は、地域材使用率計算書、地域材木造住宅建築証明書、地域材納品証明書、地域材木材購入証明書等により事業の適否を判定するものとし、適当と認めた場合は、令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業検査調書（様式第7号）により、町長に報告するものとする。

（補助金額の確定）

第13条 町長は、検査員からの報告を受け適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第15条 町長は、前条に規定する補助金請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（指導監督）

第16条 町長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第17条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。
- （2） この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- （3） 補助金をこの告示の目的以外の用途に使用したとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について、不正な行為があったとき。

（補助金の返還）

第18条 町長は、前条の規定により補助金の全部又は一部の交付決定を取り消した場合において既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該取消しに係る補助金の返還

を命ずることができる。

(関係書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

令和6年度において、下記のとおり事業を実施したいので、令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

地域材使用量	補助単価	補助金
(m ³)	(円／m ³)	(円)

添付書類

- 1 地域材使用計画書（別紙１）
 - 2 地域材使用率計算書（別紙２）
 - 3 納付状況調査に係る同意書（別紙３）
- 他市町村からの転入の場合は、前住所地の完納証明書
- 4 建築契約書等の写し
 - 5 建築確認済証又は建築工事届
 - 6 建築現場位置図
 - 7 平面及び立面図
 - 8 その他町長が必要と認める書類

(別紙1)

地域材使用計画（実績）書

1 事業計画（実績）

(1)木材使用（予定）量	立方メートル
(2)地域材使用（予定）量	立方メートル
(3)地域材（予定）使用率	パーセント
(4)住宅の（予定）延べ床面積	平方メートル

2 住宅の建築場所

3 建築又は購入契約（予定）年月日	令和	年	月	日
-------------------	----	---	---	---

4 工事着工（予定）年月日	令和	年	月	日
---------------	----	---	---	---

5 工事完了（予定）年月日	令和	年	月	日
---------------	----	---	---	---

6 施工（予定）業者

所在地

名称

代表者職氏名

電話番号

7 地域材納品（予定）製材業者

所在地

名称

代表者職氏名

電話番号

8 地域材木材購入（予定）原木市場等

所在地

名称

代表者職氏名

電話番号

(別紙2)

地域材使用率計算書

主要部材	地域材 (m^3)	地域材以外 (m^3)	計 (m^3)
土台・ おおびき 大引・ ねだ 根太			
柱(とおししら 通柱・ くだばしら 管柱・間柱)			
桁・はり・筋交い			
こやづか 小屋束・ むなぎ 棟木・ もや 母屋・ たるき 垂木			
計	(ア)		(イ)
そ の 他			
合 計			
主要部材に対する 地域材使用率	(ア)／(イ) %		

(注1) 体積は、 m^3 単位とし、算出された数値に小数第4位に満たない端数があるときは、小数第5位を四捨五入する。

(注2) 使用率は、%単位とし、算出された数値に小数第1位に満たない端数があるときは、小数第2位を四捨五入する。

(別紙 3)

納付状況調査に係る同意書

私は、令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱第 4 条第 2 号の規定により、砥部町税務課が保有する町税等（個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）の納付状況（滞納の有無）を私に代わって砥部町農林課長が指定する者が照会することに同意します。

砥部町長 様

令和 年 月 日

申請者 住所
氏名
電話番号

砥部町記入欄

農 林 課	課 長	課長補佐	係 長	係	下記事項について照会して よいとお伺いします 令和 年 月 日
・当町における課税状況（有 ・ 無） ・町税等（個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料）の納付状況 滞納の有無（有 ・ 無）					
					決裁日：令和 年 月 日
税 務 課	課 長	課長補佐	係 長	係	上記のとおり回答してよい とお伺いします 令和 年 月 日

様式第 2 号(第 7 条関係)

令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付決定通知書

砥部町指令 砥農林第 号
令和 年 月 日

様

砥部町長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業補助金については、令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり補助金を交付します。

記

交付決定額 金 円

様式第3号（第8条関係）

令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付変更承認申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

補助事業者 住所
 氏名
 電話番号

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で、補助金交付決定の通知があった令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業を次のとおり変更したいので、令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

補助金変更計算書

地域材使用量	補助単価	補助金
(m^3)	($\text{円}/\text{m}^3$)	(円)

備 考

- 1 補助金は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てること。
- 2 添付書類は、様式第1号の添付書類に準じて作成し、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第 4 号（第 9 条関係）

令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金変更交付決定通知書

砥部町指令 砥部農林第 号
令和 年 月 日

様

砥部町長 印

令和 年 月 日付けで交付変更承認申請のあった令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業については、令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり補助金を変更して交付します。

記

令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金

変更前補助金額 円

変更後補助金額 円

様式第5号（第10条関係）

令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

補助事業者 住所
 氏名
 電話番号

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金交付決定の通知があつた令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業を中止（廃止）したいので、令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

様式第 6 号(第 11 条関係)

令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業完了届

令和 年 月 日

砥部町長 様

補助事業者 住所
 氏名
 電話番号

令和 年 月 日付け、砥部町指令 砥農林第 号で補助金交付決定の通知があった令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業の実績について、令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて届出します。

補助金計算書

地域材使用量	補助単価	補助金
(m^3)	($\text{円}/\text{m}^3$)	(円)

備 考

- 1 補助金は、1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てること。
- 2 添付書類は、様式第 1 号の添付書類に準じて作成すること。

- 添付書類
- 1 地域材使用実績書（別紙 1）
 - 2 地域材使用率計算書（別紙 2）
 - 3 地域材木造住宅建築証明書(別紙 4)
 - 4 地域材納品証明書(別紙 5)
 - 5 地域材木材購入証明書(別紙 6)
 - 6 住民票の写し
 - 7 その他町長が必要と認める書類

(別紙 4)

地域材木造住宅建築証明書

令和 年 月 日

砥部町長 様

(施工業者)
所在地
名称
代表者職氏名
電話番号

次の住宅は、令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱第 3 条第 2 号に該当する在来工法（軸組工法）による地域材木造住宅であることを証明します。

1 住宅の建築場所	
2 建築主	
3 地域材使用量(ア)	m ³
4 主要部材に対する木材使用量(イ)	m ³
5 主要部材に対する地域材使用率(ア)／(イ)	%
6 工事契約日	令和 年 月 日
7 建築着工年月日	令和 年 月 日
8 建築完了年月日	令和 年 月 日

備考

- 1 体積は、m³単位とし、算出された数値に小数第 4 位に満たない端数があるときは、小数第 5 位を四捨五入すること。
- 2 使用率は、%単位とし、算出された数値に小数第 1 位に満たない端数があるときは、小数第 2 位を四捨五入すること。

(別紙 5)

地域材納品証明書

令和 年 月 日

(施工業者)

所在地

名称

代表者職氏名

様

(納品業者)

所在地

製材業者名

代表者職氏名

電話番号

令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業における地域材について、次のとおり納品したことを証明します。

1 納品住宅

(1) 住宅の建築場所

(2) 建築主

2 納品状況

部材名	樹種	等級	寸 法			数量 (本)	材積 (m ³)
			短 辺 (mm)	長 辺 (mm)	材 長 (mm)		
合 計							

(別紙6)

地域材木材購入証明書

令和 年 月 日

所在地
名称
代表者職氏名

様

所在地
原木市場名
代表者職氏名
電話番号

下記のとおり令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱第1条に定める地域材を購入したことを証明します。

記

1 市 日
令和 年 月 日 (第 回市)

2 購入内容

規 格		ス ギ		ヒ ノ キ		その他 ()	
長 さ	径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積

(注1) 体積は、 m^3 単位とし、算出された数値に小数第3位に満たない端数があるときは、小数第4位を四捨五入すること。ただし、その数値が小数第3位に満たないものがあるときは、小数第5位を四捨五入すること。

(注2) その他については、()内に具体的な樹種名を記入すること。

様式第7号（第12条関係）

令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業検査調書

令和 年 月 日

砥部町長 様

検査員 所 属

職・氏名

このことについて、完了検査を実施しましたので下記のとおり報告します。

記

検 査 対 象 事 業	事 業 者	住 所	
		氏 名	
	建 築 場 所		
	居 住 の 有 無		
	木 材 使 用 量 (A)		
	地 域 材 使 用 量 (B)		
	地 域 材 使 用 率 (B/A)		
	補助金交付決定	年 月 日	
		金 額	
	建 築 又 は 購 入 契 約 年 月 日		
	事 業 着 工 年 月 日		
	事 業 完 了 年 月 日		
適 否			

様式第 8 号（第 13 条関係）

令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金確定通知書

令和 年 月 日
農林第 号

補助事業者 様

砥部町長 印

令和 年 月 日付けで事業完了届のあった、令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金については、令和 6 年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、金 円に確定したので通知します。

様式第9号（第14条関係）

令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金請求書

令和 年 月 日

砥部町長 様

補助事業者 住所
氏名
電話番号

印

令和 年 月 日付け、 第 号で補助金確定通知があった令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業について、令和6年度砥部町木造新築住宅建築支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

補助金振込先金融機関

名 称	銀行 信金 農協	支店 支所
口座種別	普通	当座
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		